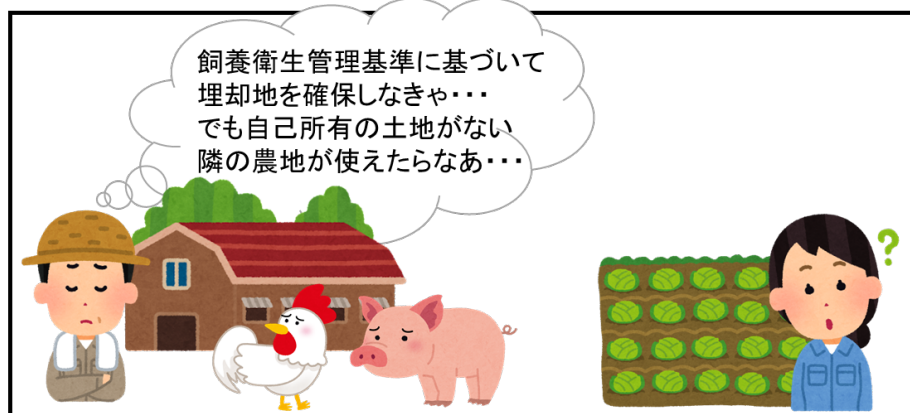


埋却地の確保のための農地転用について

埋却地を確保するために農地を用いることは可能です



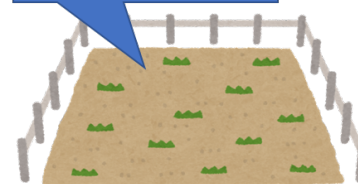
埋却予定地は
「農業用施設」にあたるので、
必要な手続きを実施した上で
農地を埋却予定地として
取得できます



農地転用の許可がされて
埋却地を確保できた！



埋却予定地



埋却地として使うときに
手続きは必要？



※農地の区分によって必要な手続きは異なります
詳しくは以下までお問い合わせください

問い合わせ先：

埋却地の確保（飼養衛生管理基準）に関すること

〇〇家畜保健衛生所 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

農地の手続きに関すること

〇〇県庁農地主務課 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

埋却予定地を確保したあと、
万が一、埋却地として
使用する際に新たな手続き
は必要ありません



飼養衛生管理基準の遵守状況

【令和3年度 第6回(3月点検)】家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果

項 目		鶏(採卵用)				鶏(肉用)				その他の家きん				合計			
		報告 農場 数	遵守状況		遵守 率 (%)	報告 農場 数	遵守状況		遵守 率 (%)	報告 農場 数	遵守状況		遵守 率 (%)	報告 農場 数	遵守状況		遵守 率 (%)
			○	×			○	×			○	×			○	×	
13	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	3,656	3,649	7	99.8%	3,564	3,563	1	100.0%	210	210	0	100.0%	7,430	7,422	8	99.9%
14	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	3,656	3,644	12	99.7%	3,564	3,563	1	100.0%	210	207	3	98.6%	7,430	7,414	16	99.8%
15	衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	3,656	3,643	13	99.6%	3,564	3,560	4	99.9%	210	209	1	99.5%	7,430	7,412	18	99.8%
20	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	3,656	3,645	11	99.7%	3,564	3,556	8	99.8%	210	210	0	100.0%	7,430	7,411	19	99.7%
21	家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	3,656	3,629	27	99.3%	3,564	3,557	7	99.8%	210	208	2	99.0%	7,430	7,394	36	99.5%
24	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	3,656	3,614	42	98.9%	3,564	3,555	9	99.7%	210	208	2	99.0%	7,430	7,377	53	99.3%
26	ねずみ及び害虫の駆除	3,656	3,653	3	99.9%	3,564	3,560	4	99.9%	210	208	2	99.0%	7,430	7,421	9	99.9%

注)対象農場は、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6第4号の報告が義務付けられた家畜の所有者の農場。

飼養衛生管理基準の遵守状況

【令和4年 8月点検】豚及びいのしし飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果

項目	豚				いのしし				合計			
	報告農場数	遵守状況		遵守率(%)	報告農場数	遵守状況		遵守率(%)	報告農場数	遵守状況		遵守率(%)
		○	×			○	×			○	×	
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	4,267	4,087	180	95.8%	27	24	3	88.9%	4,294	4,111	183	95.7%
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	4,267	4,048	219	94.9%	27	26	1	96.3%	4,294	4,075	219	94.9%
17 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	4,267	4,102	165	96.1%	27	27	0	100.0%	4,294	4,127	167	96.1%
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	4,267	3,993	274	93.6%	27	24	3	88.9%	4,294	4,015	279	93.5%
26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用	4,267	3,588	682	84.1%	27	25	2	92.6%	4,294	3,608	686	84.0%
28 畜舎外での病原体の汚染防止	4,267	4,151	116	97.3%	27	26	1	96.3%	4,294	4,174	120	97.2%
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	4,267	4,094	173	95.9%	27	27	0	100.0%	4,294	4,119	175	95.9%

注）対象農場は、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6第4号の報告が義務付けられた家畜の所有者の農場。

資料 2 - 1

高病原性鳥インフルエンザ及び 低病原性鳥インフルエンザについて

(国研)農研機構 動物衛生研究部門
人獣共通感染症研究領域新興ウイルスグループ
内田 裕子